

盛土規制法の本格運用開始に係る手続等について

1 これまでの経緯

2021年（令和3年）7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」が2023年（令和5年）5月26日に施行されました（資料1，2）。昨年12月の本委員会では、本市において盛土規制法の本格運用を開始する2025年（令和7年）5月26日までに、規制区域の指定にかかる意見公募など必要な手続を進めることを報告しました。

このことを受け、以下のとおりパブリックコメントを実施しましたので、報告します。

2 パブリックコメントについて

- (1) 内 容 盛土規制法に基づく規制区域の指定にかかる意見公募（資料3）
- (2) 実施期間 2024年（令和6年）12月16日（月）
～2025年（令和7年）1月16日（木）
- (3) 周知方法 「広報あかし」にてパブリックコメントの案内を行うとともに、素案を閲覧（市役所窓口、あかし総合窓口、各市民センター窓口、行政情報センター窓口、市ホームページ）
- (4) 提出された意見 2件

3 意見の主な内容と本市の考え方について

No.	意見の主な内容	本市の考え方
1	規制区域を市内全域に設定することは、非常に良いことだと思います。これからも安心して暮らしができるまちにしてください。	盛土規制法に対する市としての考え方にご理解をいただきありがとうございます。安全・安心のまちづくりに向けて盛土規制法を運用してまいります。
2	明石市は他地域に比べて独自の独特の区域だと思うので、全域規制区域にする必要があると思います。	本市では、盛土規制法の趣旨等を踏まえて市内全域を規制区域とする予定です。

※ パブリックコメントを踏まえ、本市は市域全域を宅地造成等工事規制区域に指定します（2025年5月26日公示予定）。

4 スケジュール（案）

	2024年（令和6年）			2025年（令和7年）					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
規制区域公示	→ 規制区域（案）の検証		区域（案）の確定	パブリックコメント	→ 見直し・修正等	区域の確定	委員会報告	パブリックコメント結果公表	
条例等改正	→ 方針整理		委員会報告	→ 庁内協議		議会上程			5/26 規制区域公示
周知	→ 周知方法等の検討			→ ホームページ掲載・関係団体等への案内					

● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）

【公布：R4.5.27 / 施行：R5.5.26】

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



死者・行方不明者28名、住宅被害98棟

R3.7 静岡県熱海市

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
（一部の地方公共団体では条例を制定して対応）

H21.7 広島県広島市

R3.6 千葉県多古町

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

廃棄された土石の崩落

死者1名、重傷者1名、住宅被害1棟

廃棄された土石の崩落

軽傷者1名、県道通行止め

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「**盛土規制法**」※ **国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する**基本方針**を策定

1. スキマのない規制

→ 中核市市長は「都道府県知事等」に含まれる

規制区域

- ◆ **都道府県知事等**が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
→ ・市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定

規制対象

- ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可**の対象に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

許可基準

- ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

中間検査
完了検査

- ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

3. 責任の所在の明確化

管理責任

- ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**

監督処分

- ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**

※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

4. 実効性のある罰則の措置

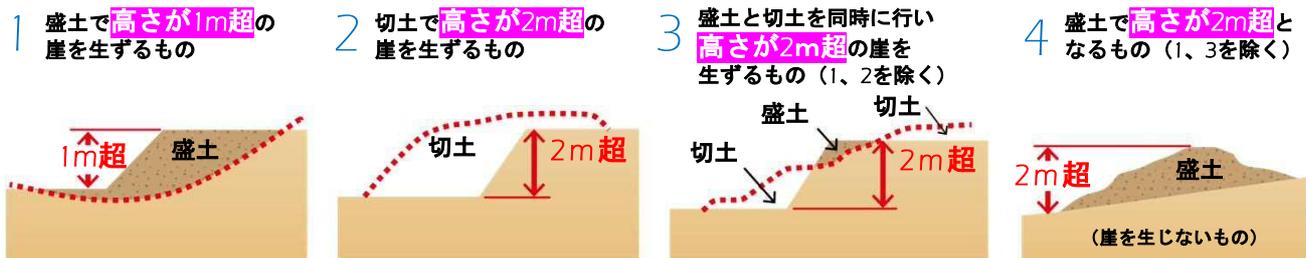
罰則

- ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**

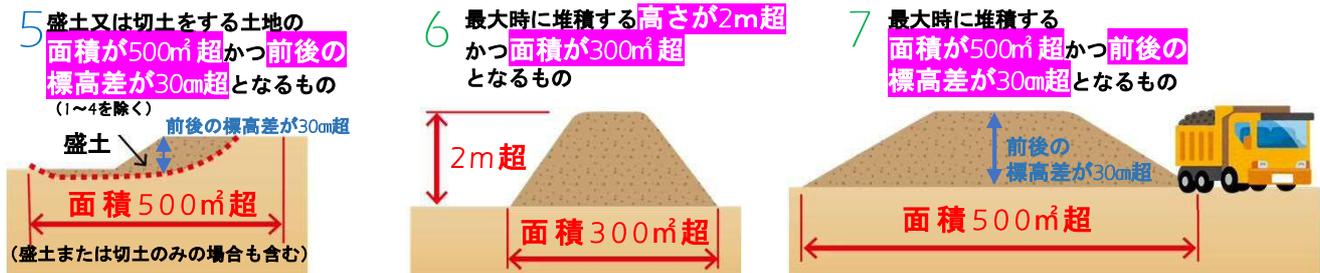
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

許可対象となる盛土等の規模

〈土地の形質の変更（盛土・切土）〉



〈一時的な土石の堆積〉



* 「崖」とは、地表面が水平面に対し、30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

* 盛土規制法では、従来の宅地造成等規制法とは異なり、宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。

適用除外

※道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。また、以下のような場合も、盛土規制法は適用されず、許可手続きが不要となります。

- 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの
- 農地及び採草放牧地で行われる通常の営農行為を行うもの

など

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定にかかる 意見公募手続<パブリックコメント>の実施について

2021年(令和3年)7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、旧法である「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、新法である「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」という。)として、2023年(令和5年)5月26日に施行されました。盛土規制法の規定では、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域とする必要があり、都市計画区域(盛土等の蓋然性のない区域を除く)は規制区域の対象となります。本市では、昨年度(令和5年度)に規制区域の指定に係る調査業務委託を実施し、市内全域を規制区域とする案を作成しましたので、ご意見を募集します。

1 盛土規制法に基づく規制区域の指定(案)の閲覧

- ・明石市役所: 開発審査課(本庁舎7階)、行政情報センター(本庁舎1階)
- ・市民センター等: あかし総合窓口、大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター
- ・閲覧期間: 2024年(令和6年)12月16日(月)から 2025年(令和7年)1月16日(木)まで

	執務時間
開発審査課、行政情報センター	平日 8時55分～17時40分
あかし総合窓口	平日 9時～20時 土日祝日(第3日曜日、12月29日～1月3日を除く)9時～17時15分
各市民センター	平日 8時55分～17時15分

- ・明石市ホームページでもご覧いただけます。

明石市役所 HP⇒[ご意見募集](#)意見公募手続(パブリックコメント)よりご覧いただけます。

2 募集期間

2024年(令和6年)12月16日(月)から 2025年(令和7年)1月16日(木)まで
※必着でお願いします。

3 意見を提出できる方

- ① 市内にお住まいの方
- ② 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③ 市内に通勤又は通学されている方

4 提出方法

必要事項(住所、氏名、年齢、電話番号、意見)を記載のうえ、下記のいずれかの方法により明石市都市局住宅・建築室開発審査課まで募集期間内にご提出ください。

※自由様式(必要に応じて「ご意見提出様式」をご使用ください。)

持参	明石市都市局住宅・建築室開発審査課(本庁舎7階) 業務時間:平日 8時 55 分~17 時 40 分
郵送(必着)	〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市都市局住宅・建築室開発審査課パブリックコメント担当 宛
ファクシミリ	078-918-5109 ※送信後、開発審査課(TEL:078-918-5087)へ着信確認をお願いします。
電子メール	kaihatus@city.akashi.lg.jp

※電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりません。

※提出いただいたご意見は返却いたしません。

5 ご意見の取扱いについて

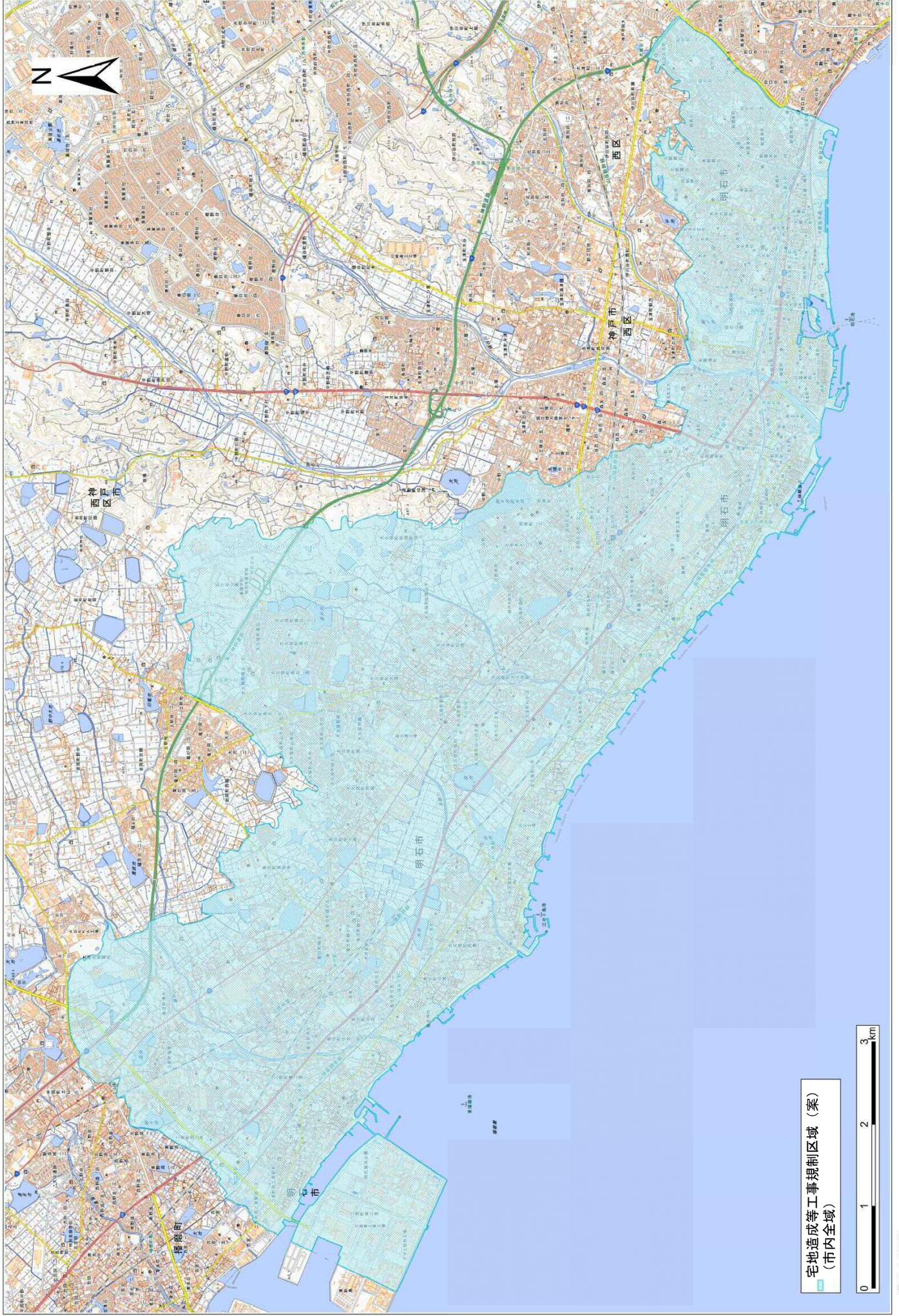
- ・ご意見は、最終案を取りまとめる際の参考にいたします。
- ・ご意見は、受付期間終了後にとりまとめ、本市の考え方とあわせて市ホームページ等で一括して公表します。公表の際、内容の要約または一部の表現をあらためさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

6 個人情報の取扱いについて

- ・いただいたご意見の中で、住所、氏名、個人または法人等の権利・利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切な情報(明石市情報公開条例第 11 条各号のいずれかに該当する情報)については公表いたしません。
- ・ご意見、住所、氏名、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、提出いただいたご意見の内容を確認するという目的以外には利用・提供いたしません。

お問い合わせ先 明石市都市局住宅・建築室開発審査課 TEL:078-918-5087

宅地造成等工事規制区域（案）



宅地造成等工事規制区域（案）
（市内全域）



縮尺：1:20,000